

第27号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年4月15日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

付則第八条の見出し中「新型コロナウイルス感染症に係る」を「令和二年度における」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和三年度における夏季休暇の特例）

第九条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により対応が必要になった業務又は令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会により対応が必要になった業務に従事する職員で委員会が必要があると認められたものに対する令和三年度における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。

付 則

この規則は、令和三年五月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>付 則</p> <p>第一条～第七条（略）</p> <p>（令和二年度における夏季休暇の特例）</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）により対応が必要になった業務に従事する職員で委員会が必要であると認められたものに対する令和二年度における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「九月三十日」とあるのは、「十一月三十日」とする。</p> <p>（令和三年度における夏季休暇の特例）</p> <p>第九条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により対応が必要になった業務又は令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会により対応が必要になった業務に従事する職員で委員会が必要であると認められたものに対する令和三年度における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>第一条～第七条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る夏季休暇の特例）</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）により対応が必要になった業務に従事する職員で委員会が必要であると認められたものに対する令和二年度における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「九月三十日」とあるのは、「十一月三十日」とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>